

1 章 計画改訂にあたって

1 節 計画改訂の趣旨

1 計画改定の経緯・趣旨

本市では、地球環境問題及び本市の環境保全への対応を図るため、「日南市環境基本条例」を平成 21 年 3 月に制定し、「日南市環境基本計画」を平成 23 年 3 月に策定して、環境保全に関する施策を計画的に推進してきました。

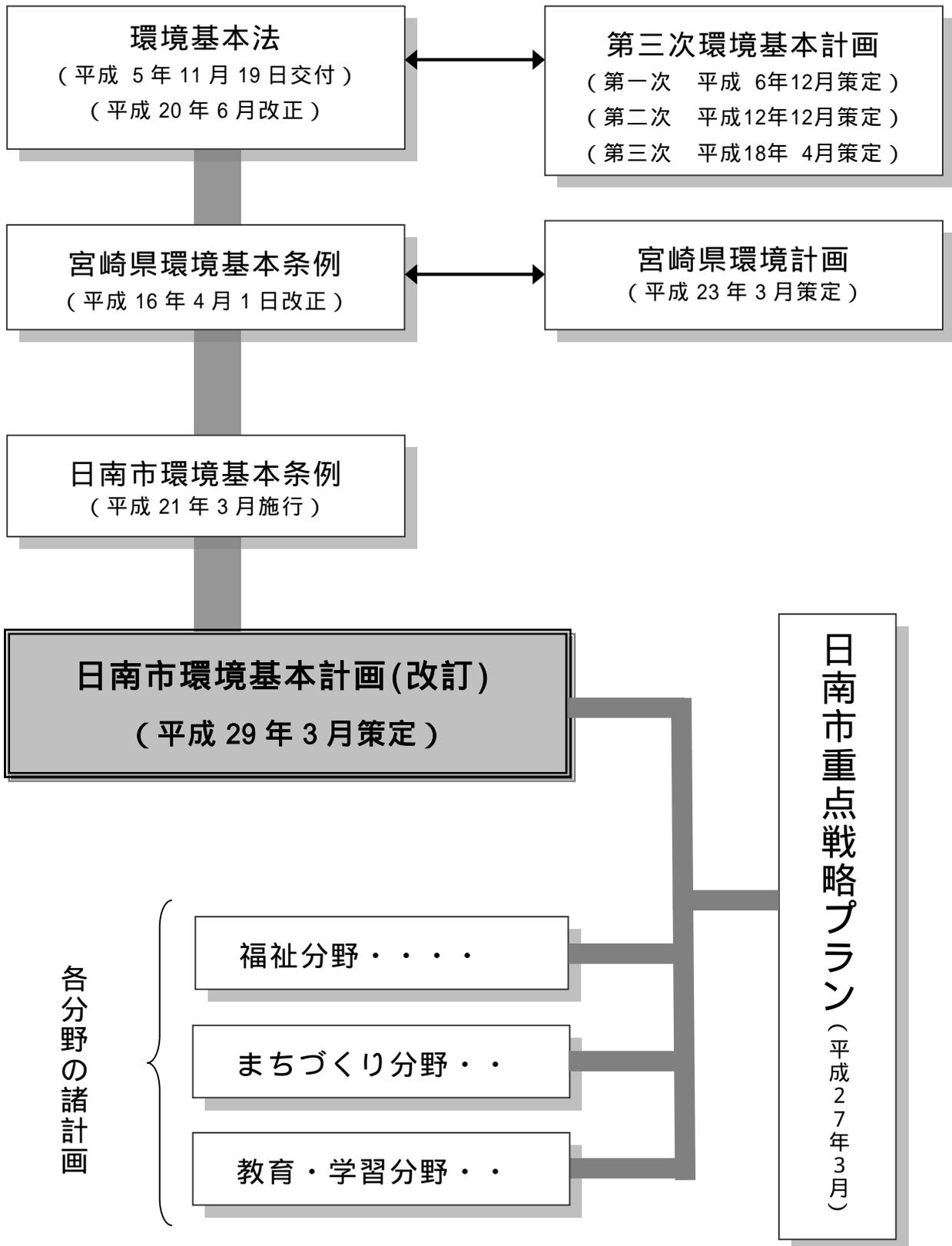
しかしながら、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の減少など地球規模の環境問題は一層深刻化しています。加えて経済活動の拡大やライフスタイルの多様性等もあり、日常生活における環境問題も依然として残されています。

このような複雑かつ多様化した環境問題に適切に対応していくため、策定から 5 年経過した「日南市環境基本計画」を改訂することにしました。本計画改訂により、環境保全等に関する施策をさらに推進していくことを目指します。

2 改訂計画の位置づけ

本改訂計画は、日南市環境基本条例（平成 21 年 3 月制定）に基づき、本市の環境の保全についての目標を定めにしたがって、策定します。

また、そのほかの分野の計画とあわせて日南市重点戦略プランを実現するための環境分野の計画とします。



2 節 計画の考え方

本計画では、以下の環境分野を取り扱い、行政のみならず、市民、事業者の社会・経済活動における取り組みが対象となります。

- ・地球環境
- ・自然環境
- ・生活環境

地球環境とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、及び、その他の地球の全体又はその広範な部分の環境を指します。

自然環境とは、動物・植物などの生物、その生育・生息基盤となる地形や地質、これらが形成する生態系や景観を指します。本市においては、農地もこのような生態系の重要な構成要素であることから、本計画では、農地を自然環境に含めて取り扱います。

生活環境とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって影響が及ぶ市民の暮らしの環境を指します。

地球温暖化に代表される現代の環境問題は、人類の社会活動・経済活動全般による環境負荷により引き起こされており、私たち全員がその加害者であり被害者でもあると言われていています。

環境基本条例では、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取り組みにより、環境への負荷の少ない持続的に発展できる都市を構築することが必要であると定めています。

この基本条例の考えにのっとり、本計画では、本市が執り行っていく環境政策を定めると同時に、本市に暮らす市民、経済活動を営む事業者など、本市内で活動する全ての主体が取り組むべき環境の保全と創造のための行動を定めます

3節 計画の期間

本改訂計画は、平成 29 年度～平成 32 年度の 4 年間を、計画期間とします。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
日南市環境基本 計画	短期			中長期						
日南市環境基本 計画改訂版					見直し					

4節 計画の構成

